

業務委託契約に係る単品スライドの運用基準について

川越市では燃料油等の価格高騰対策として、材料価格上昇の一部を委託料に反映させる措置として単品スライドの運用を行います。

業務委託の契約締結後に燃料油等の価格水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、委託料の変更について協議を依頼することができます。

対象となる契約

- ① 令和6年2月末日までに契約した業務委託契約で、受注者から協議依頼書を受理した日において、残委託期間が1月以上あるもの
- ② 令和5年度中の委託期間において、対象となる品目ごとの上昇額が対象となる契約金額の1%に相当する金額を超えるもの
- ③ 設計書等において、材料ごとの使用数量及び単価を明記しているもの（単価の変動によりスライド額の算定が可能であるもの）
- ④ 契約書等に、契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して解決する旨の規定があるもの

上記の条件を全て満たす場合、燃料油等の価格上昇分の一部について委託料の変更ができる可能性があります。

ご相談は、下記の相談窓口をご利用ください。



川越市マスコットキャラクター ときも

相談窓口

- ◆ 業務委託契約の委託料の変更の協議について 各発注課所室
- ◆ 「令和5年度業務委託契約に係る単品スライドの運用基準」の概要について

総務部 契約課

電話番号：049-224-5632